



宮 崎 県 公 報

平成30年12月3日（月曜日） 第 3052 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

公 告	頁
○保安林の皆伐面積の限度……………（自然環境課） 1	
○砂利採取業務主任者試験の合格者……………（企業振興課） 1	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧（2件）……（都市計画課） 1	
○入札公告…………… 2	
選挙管理委員会告示	
○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使 用できる施設として市町村選挙管理委員会が指 定した施設の一部改正…………… 3	

公 告

保安林の平成30年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成30年12月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	557.98
北川	土砂流出防備保安林	79.77
北川	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,058.88
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	95.84
五ヶ瀬川	干害防備保安林	10.35
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	882.50
五十鈴川	土砂流出防備保安林	14.35
五十鈴川	干害防備保安林	22.30
五十鈴川	保健保安林	0.22
耳川	水源かん養保安林	1,764.29
耳川	土砂流出防備保安林	109.96
小丸川上流	水源かん養保安林	270.12
小丸川上流	土砂流出防備保安林	19.62
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,485.40
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	118.74
一ッ瀬川	干害防備保安林	1.17
一ッ瀬川	保健保安林	3.59
小丸川下流	水源かん養保安林	675.64
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.06
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	670.14
川内川上流	土砂流出防備保安林	64.45
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	23.08

大淀川本流	水源かん養保安林	1,211.37
大淀川本流	土砂流出防備保安林	252.17
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.36
大淀川本流	干害防備保安林	15.15
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,502.48
本庄川	土砂流出防備保安林	11.74
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.33
大淀川中流	水源かん養保安林	1,103.02
大淀川中流	土砂流出防備保安林	63.11
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	540.64
広渡川	土砂流出防備保安林	139.78
広渡川	干害防備保安林	1.44
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	83.48
福島川	土砂流出防備保安林	15.06
福島川	干害防備保安林	1.94

平成30年11月9日に実施した平成30年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成30年12月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

5、7

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
延岡市
- 都市計画の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画汚物処理場
延岡し尿処理場

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称

延岡市

2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画下水道

富美山第 1 雨水ポンプ場

富美山第 2 雨水ポンプ場

妙田下水処理場

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年12月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ（クライアントパソコン、周辺機器、ソフトウェア等） 353台

(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成31年 2 月28日

(4) 契約期間 平成31年 3 月 1 日から平成36年 2 月29日まで（60 月）

(5) 納入場所 仕様書別紙による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること（記載方法については、入札書を確認すること。）。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること（入札書の金額は、契約期間全体の総額を記載すること。）。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、1 (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第 330号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務又は電算業務のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 仕様を満たした機能を有する物品を確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

なお、第三者は、入札に参加できない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を次により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7045

イ 提出期限 平成30年12月 7 日午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請

上記 3 (1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものについての、この競争入札に係る参加資格等を得るための審査は行わない。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 期間 平成30年12月 3 日から平成30年12月13日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 交付期間 平成30年12月 3 日から平成30年12月13日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限 平成30年12月 7 日午後 5 時

イ 提出先 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

ウ 提出方法 電子メールによること。

（アドレス johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 個別に電子メールで通知する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
- (2) 提出期限 平成30年12月13日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 735号室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- (2) 日時 平成30年12月14日午後 1 時30分

10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。

11 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札

を行ったものを落札者とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods up for Bid: Personal computers (353 computers)
- (2) Bidding Deadline: 5:00 PM on 13 December, 2018
- (3) Contact Point for Inquiries: Information Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2 - 10 - 1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City 880-8501, JAPAN TEL: +81-985-26-7045

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成26年宮崎県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月3日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （平成30年8月8日現在）			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （平成30年11月16日現在）		
施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	収容 見込 人数
〔略〕			〔略〕		
国富町中央体育館	国富町大字本庄4778番地	1330	国富町中央コミュニ ティセンター	国富町大字本庄 11895番地	1800
〔略〕			〔略〕		
国富町農村環境改善 センター	〔略〕	400	国富町農村環境改善 センター	〔略〕	300
〔略〕			〔略〕		

--	--